

## 「医の倫理」ガイドラインの作成

山形 敏一

昭和四十一年一月日本学術会議第七期会員に選出された私は、昭和五十年一月第十期の第七部長に選出されて以来現在に至っている。

第七部の重要課題は、医学（薬学・歯学を含む）研究の推進、医学教育の刷新と並んで、医療体制の改善にあると考えていたので、第七部関係の研究連絡委員会（研連と略称）を拡大強化することを重点目標にとりあげ、医学教育と医療問題の小委員会を第七部に設けた。

医学教育については生涯教育の見地からみた決議案をまとめて政府に勧告したが、医療問題の重点である「医の倫理」についてはなかなか結論を得るに至らなかった。

第十期会長に選出された伏見康治氏は独創性と先見性のある研究を目ざした「科学者憲章」をまとめて政府に勧告したが、第七部は医師患者関係が基本となるので、「科学者憲章」の精神に則った「医の倫理」ガイドラインを作成したいと考えて、第十一期には医療問題小委員会を解消し、医史学研連を発足させ、「医の倫理」ガイドラインの作成を研連の目的の一つに加えた。

一九四九年（昭24）ジュネーブにUNESCOとWHOの下部組織としてCIOMS（Council for International Organizations of Medical Science、国際医学団体協議会）が創立された。ところが、世界医師会（WMA）が一九四六年（昭21）の二

ユールンベルク綱領に基づく医師倫理ガイドラインを一九六四年(昭39)ヘルシンキ宣言、一九七五年(昭50)東京宣言として採択したことに鑑み、一九七八年(昭53)CIOMSとWHOは共同作業として「人体実験に関する国際的ガイドライン」を作成することになり、一九八〇年(昭55)メキシコ市、一九八一年(昭56)マニラ市、一九八二年(昭57)ナイジェリア国イバダンの第十四・十五・十六回の円卓会議に附議し、同年ジュネーブから“Proposed International Guidelines for Biomedical Research Involving Human Subjects”と題して刊行した。

われわれはCIOMSの存在意義を高く評価し、日本学術会議として正式に加盟することを決議し、昭和五十四年(一九七八年)十一月ジュネーブのWHOで開かれたCIOMS総会で正式に加入し、第七部が世話担当となつてCIOMS委員会を設置し、現在に至っている。

このような経過を踏まえて、国際的にはCIOMSと連絡をとりながら、医史学研連の討議を積み重ねて、出来るだけ早く「科学者憲章」の精神に則る新しい「医の倫理」ガイドラインの作成されることを望んでいる。

日本学術会議第七部長としてだけでなく、CIOMS委員会の委員長また医史学研連の委員長として、私はこのシンポジウムがその一助となるものと期待している。

(対ガン協会センター)